

# 納期特例申請書の記載例

特別徴収した税額を年2回にまとめて納付される場合は、『市民税・府民税・森林環境税に係る特別徴収義務者の納期の特例に関する申請書』を提出してください。  
 ※納期の特例は申請以降からの適用となり、申請前の納期到来分については対象外となります。

## 市民税・府民税・森林環境税に係る特別徴収義務者の納期の特例に関する申請書

京丹後市長 あて	特別徴収義務者	フリガナ	キョウタンゴカブシカイシャ										特別徴収義務者 指定番号	12345678			
		名称(氏名)	京丹後株式会社										担当者	部署	総務部人事課		
令和 8年 5月 8日 提出	特別徴収義務者	所在地(住所)	〒 629 - 3101 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地										担当者	氏名	京丹後 二郎		
		法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	担当者	電話

地方税法第321条の5の2第1項及び京丹後市税条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について、承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 8年 6月分 ( 7月 10日納期限分) 以降の給与所得にかかる特別徴収税額					
申請日前6ヶ月間における各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※ ( ) 内は臨時雇用者に係る者の内書き	R7年 11月	5人 (2人)	X,XXX,XXX 円 ( Y,YYY,YYY 円)	R8年 2月	5人 (2人)	X,XXX,XXX 円 ( Y,YYY,YYY 円)
	R7年 12月	5人 (2人)	X,XXX,XXX 円 ( Y,YYY,YYY 円)	R8年 3月	5人 (2人)	X,XXX,XXX 円 ( Y,YYY,YYY 円)
	R8年 1月	5人 (2人)	X,XXX,XXX 円 ( Y,YYY,YYY 円)	R8年 4月	5人 (2人)	X,XXX,XXX 円 ( Y,YYY,YYY 円)
本市徴収金の滞納又は最近における著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむをえない事由						
申請日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	令和 年 月 日 取消					

辞退届出書	承認を受けた納期の特例について、以下の理由により、 年 月分から辞退します。 なお、特別徴収税額は前月までのものを含めて翌月10日までに納入します。 理由 ( )
-------	---

- 特別徴収義務者の法人番号を記入してください。
- 特別徴収義務者が個人事業主の場合は記入不要です。法人番号の欄は空欄のまま提出してください。
- 納期の特例を一度申請し、承認された場合は、次年度以降も同様の取扱としますので、各年度の申請書の提出は必要ありません。